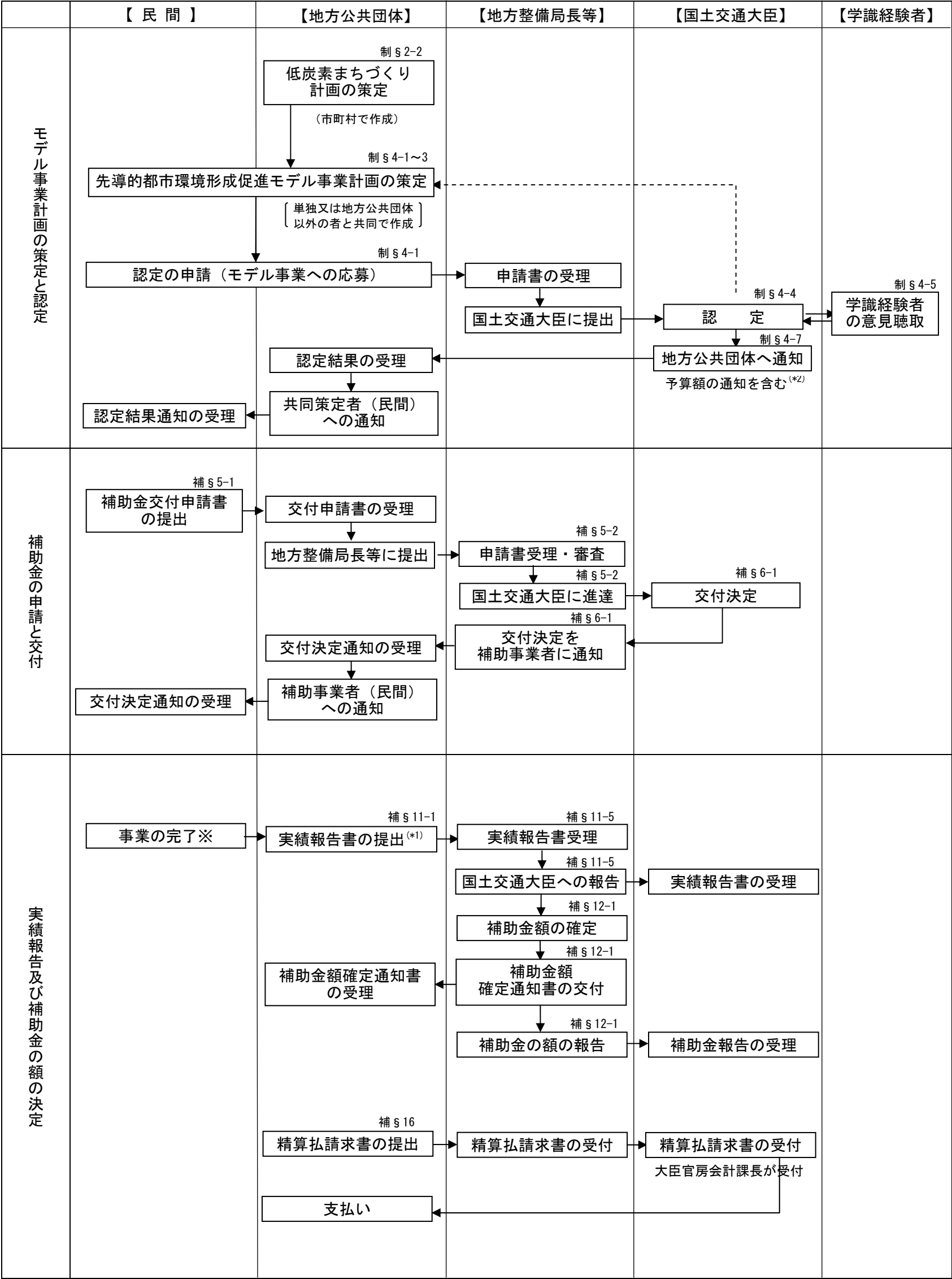


先導的都市環境形成促進モデル事業 実施フロー（民間事業者等への間接補助の場合）

制：制度要綱
補：補助金交付要綱



※地方公共団体から民間への支払いが終了したことをもって事業の完了とする

*1: 補助事業が完了した日から起算して 30 日以内又は完了した日の属する年度の翌年度の 4 月 15 日のいずれか早い日までに提出

*2: 平成 24 年 10 月 1 日現在、「9 月以降の一般会計予算の執行について」（平成 24 年 9 月 7 日閣議決定）により、地方公共団体及び民間団体等向け補助金については、原則として新たな交付決定は行わないなど、具体的な予算の執行抑制方針が示されました。従って、新たな交付決定に繋がる「予算額の通知」につきましては、上記予算執行抑制方針の見直し等により、新たな交付決定を行うことが可能となった場合に行いますので、ご理解願います。